



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 シーキューブ株式会社  
本社所在地 名古屋市中区門前町1番51号  
代表者名 代表取締役社長 片桐 清志  
コード番号 1936 名古屋証券取引所 第1部  
問合せ先 取締役総務部長 小澤 大  
T E L 0 5 2 - 3 3 2 - 8 0 2 0

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 56 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 円滑な株主総会の運営のため、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができるよう変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
<p>(発行可能株式総数および株券の発行) 第6条 (記載省略) 2. <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6章 (現行どおり) (削除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 (記載省略) 2. <u>当社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 2. (記載省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株の株式を売り渡すことを請求することができる。 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 (記載省略) 2. (記載省略) 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および株式喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除)</p>
<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。 2. (記載省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上